

令和7年鉾田市農業委員会8月定例総会議事録

日 時	令和7年8月25日（月）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																																		
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	12番 菅谷幸子 13番 海老原康廣																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 6 号 農地利用最適化推進委員の決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権																																																																																		

	利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事 務 局 定刻前ではございますが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和 7 年銚田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。 会 長 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶申し上げます。 どうも皆さん、こんにちは。連日の暑さで大分皆さん、こういう言葉で言ったらいいのか、弱っているのではないかと、例年にない気温だということで、うちのほうは太平洋に近いものだから、35 度、6 度というのはないですけども、この銚田の町の中はやっぱりそういう気温だということで、非常に熱さでは大変皆さん苦労していると思います。 作物に当たっても、こんな高温では、いい作物を作るのには非常に大変ではないかと思っております。米の農家の方には、銚田のほうは割と水には恵まれておりまして、北浦、また銚田川、巴川と川があって、その川が渇水することなく田んぼには行き渡っているで、さほど稲作には影響ないのではないかとと思っております。それに比べて、畑はやはりこの気温では作物に対してかなり厳しくて、成果がちょっと落ちるという、そういう可能性もある。そういう中で、東北のほうは田んぼが上がって稲が枯れているような、そんな状態も見受けられます。九州のほうでは大雨で、農業被害などが 150 億円以上被害を被っているということで、そういう連日のニュースでございまして、この銚田は非常にそういう点では恵まれているのではないかとと思っております。 この前もまち・ひと・しごとの会議の私メンバーになっておりまして、一番課題はどこでも同じで、人口が非常に減って後継者不足ということで、後継者を育てるにはどうしたらいいかということでいろいろな議論がなされておりました。一つには、やはり若者が学校を出たら銚田からよそへ勤めに行くということが、一つの要因であります。それと、農家をやっているからって農家を継ぐ方が、2 件から 3 件に 1 人くらいになってしまっている。やっぱりそれには魅力ある農家の基本ということを示したり、また若者がよそへ勤めに行かないで、銚田で勤めて銚田をひとつ活性化させるにはどうし
--	--

たらいいかという、ある程度の大きい企業が来ていただければ、雇用も生まれるのではないかという、そういう話もなされておりました。

それと、この前■■■地区のほうで違反が見つかっております。非農地ではございますけれども、その非農地の隣、農地になっているのですけれども、その非農地をショベルでならして、その隣の畑も3件くらいあるのですけれども、そこも一緒にならされているのです。太陽光を設置する、そういう機材が脇に置かれていた状態でございます。

地主が農業委員会へ来まして、農業委員会でこれを許可したのかということで、うちの畑なのけれども、私のほうは何も連絡来ていないのに、勝手に人の畑をそうやってならされてということで農業委員会へ来て、農業委員会では一切そういうことは何もしていないし、全然そういう書類も何も上がってきていないから、農業委員会はタッチしておりませんと言ったら、その方は鉾田警察署へ行って、鉾田警察署の生活安全課ということでやったら、やはり違反だということで、その重機を動かしていた方が■■■系のそういう感じの人なのです。警察のほうでは、直接は交渉しないでくださいと。そのブルに乗ってやっていた人に、後で何かしっぺ返しされて被害を被ったらしようがないから、交渉は警察のほうで何かあった時点ですぐ連絡して、あと警察のほうでも取り調べするから、直接交渉はしないでくださいということがありました。

その方はたまたま事務局へ行った方、私と同級生の方なのです。私もその話聞いたから、すぐ帰りに様子を見回りに行ったら、重機があってきれいにならされてあったのです。機材がやっぱり置いてあって、次の次の日もまたそこに行ったのです。そうしたら機材は今度、畑の入り口のところにあったのけれども、それを真ん中辺に移動して、また重機を置いてあったのです。まだそれは工事に取りかかっていない状態なのですけれども、そういった場合に、太陽光をそこに果たしてその地主が許可なくやってしまった場合に、原状復帰ということで、農業委員会としては今までやったことないけれども、しなくてはならないかなと思っております。その前にある程度の話が進んで、できればそういう形で話を進めてちゃんと手続をしてやらなくては駄目だということも、農業委員会のほうでは指導並びにそういう形を取っていこうと事務局と話して、2日か3日置きに私も事務局も現場へ足を運んでいます。

それだけで、それ以上の工事は進んでいないですけれども、そういったことがありましたので、やはり皆さん現地パトロールする場合には、そういった異常が見受けられましたら、すぐ事務局のほうへ、なるべく自分で交渉しないで、やはり事務局立会いの下でひとつ見つかった時点でやっていただければいいなと思っております。

		これからいろいろそういう場面が出てくる可能性は非常に大きくなってまいりますので、現地パトロールした場合には、ひとつ皆さんでなるべく早めに対策を取っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。そういったことでございますので、これからもう一々慎重審議のほうを皆様によりしくお願いいたします。 以上です。
事	務	局
		ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。
議		長
		ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議		長
		異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議		長
		次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議		長
		異議なしと認めます。会議録署名人に、12番 菅谷幸子委員、13番 海老原康廣委員の両名を指名いたします。
議		長
		なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議		長
		これより議事に入ります。

	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号12番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号12番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては12件、地目、田6筆、畑30筆、計36筆。面積は10万8,160平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買7件、普通贈与5件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員	3番、荒野です。よろしくお願いします。 1番の案件でございますけれども、譲受人、 さんは譲渡人、 さんのお孫さんに当たります。このたび、新規就農のため、贈与契約が円満にまとまったということであります。 さんは自宅に隣接する畑を譲り受け、家庭菜園として大根、白菜などを作付するということでございます。農機具につきましては、祖父の さんから譲り受けるということで、現地も確認済みでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 続きまして、2番でございます。これにつきましては譲受人、 さんと譲渡人、 さんは知人の間柄でございます。このたび、 さんが申請地に隣接する自作地と一体で農地を利用したいため、譲渡人である さんとの売買契約が円満にまとまっ

議 長 大貫修一委員	たということでございます。■■■さんは、家庭菜園としてナスやスイカなどを作付するということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件については問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上でございます。 それでは、続きまして番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。 4番、大貫です。番号3番についてご説明したいと思います。 ■■■さんと■■■さんは、もともと■■■さんは■■■の方でありまして、この農地はお父さんが亡くなって相続した土地であります。そして、■■■さんが、まだ■■■さんは40代なのですけれども、お父さんも一緒に農家をやっているのですけれども、■■■さんの農地を借りてハウスを建てて、メロンなどを作っている状態でありました。それで、このたび■■■さんが畑を処分するというか、誰か買ってくれないかということで、■■■さんがその■■■さんの農地を購入するということになりました。田んぼもあるのですけれども、田んぼは■■■という地名なのですけれども、周り、近辺は誰も作っていない田んぼになっておりまして、その誰も作っていない荒れた田んぼも一緒に買ってくれということで、仕方ないということで田んぼも一緒に買うということで話が進んでおります。この田んぼなのですけれども、■■■さんの実家の田んぼの隣に私のうちの田んぼもあるのですけれども、やっぱり深くて、水利もエンジンポンプで揚げて使っていたような状態なので、もう何年も前から作るのをやめてしまいました。この案件、何ら問題ない案件も思われますので、よろしくご審議ください。 続きまして、整理番号4番をお話ししたいと思います。この話も先ほどお話ししたとおり、■■■さんが畑、農地を処分したいということで、■■■さんに、間に入った人がいるのですけれども、買ってくれないかということで、■■■の農地購入の話を進めているところであります。場所的には、■■■がありますけれども、その近くに■■■という大きいお店があるのですけれども、そこを東側に100メートルぐらい行ったらぶつかりますので、そこでちょっと右へ曲がって東側へ100メートルほど行ったところがあります。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議ください。ありがとうございました。
--------------------------	---

議長	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	13番、海老原です。番号5番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、芋を中心とした農家であります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	16番、城田です。3条6番と3条7番を続けて申し上げたいと思います。 6番、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の関係でございます。■■■さんは元農業委員です。ここ何年か病気がちでして、病院に通いながら体調もここ半年ぐらいよくなってきたので、そのついでと言ってはあれなのですけれども、息子さんに替わるという話をされましたので、贈与という形で農業経営の安定を図るためにまとまったということです。■■■さん家族は、当市にてメロンとミニトマト中心の農家です。後継者、■■■さんも熱心に取り組んでいます。以上の理由から、譲受人は農作業に常時250日以上従事しており、支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件にも問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。 次、3条7番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは畑が隣り合わせになっていまして、■■■さんが土地の売買の話を■■■さんにして、この案件の売買の話がまとまったということです。規模拡大ということで円満にまとまったということです。譲受人の■■■さんはサツマイモとゴボウを植えて、10町歩以上の面積で増産するために取得したということです。譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、下限面積要件、調和要件等においても支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件についても問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員	19番、齊藤です。申請番号8番についてご説明します。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■■さんの

	奥さんの実家が■■■■で、奥さんの実家の農地を取得ということです。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■■さんはコマツナを中心とした葉物農家であり、経営面積も約4ヘクタールあり、■■■■さん夫婦と息子さん、特定技能生11人で一年中農作業に従事しています。以上のような理由から、問題のない案件とと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 村上勝信委員	続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。 5番、村上です。9番と10番、続けていたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、農業経営の安定のため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、野菜、水稻を中心にした農家であり、経営面積も5.6ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域の調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件については問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、10番、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、農業経営の安定のため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、米、トマトを中心とした農家であり、経営面積も1.5ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間120日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域の調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長 関根薫委員	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。 8番の関根です。11番について説明いたします。 今回の3条の申請の件について、地元の農業推進委員さんの面からも、渡し人、■■■■さんは高齢だということもありまして、受け人の■■■■さんはすぐ近所でありまして、■■■■さんの農業経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったようでございます。■■■■さんは本業は電気工事を営んでおりますが、その都度野菜、主

	にサツマイモなどの栽培に取り組んでいくということの話を伺っております。以上のような理由から、受け人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法3条2項の権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 小室満委員	続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。 24番、小室です。申請番号12番について申し上げます。
	譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび、農業経営の安定のため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはサツマイモを中心とした農家であり、経営面積も1.7ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移転に係る許可要件について問題ないと思われるので、審議のほうをよろしくお願いいたします。
議長	それでは、番号1番から番号12番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	9番、箕輪です。9番と10番、9番の■■■さんとその下なのですけれども、知人なのに、親戚とか親子関係だったら贈与も分かるのですけれども、知人で合計したら3町5反近い面積の贈与、これはどうしてなのか。
村上勝信委員	私もよくよく詳しくは分かりませんが、行ったときにこの■■■さんというのは、何年か前にお母さんが亡くなりまして、今1人で暮らしています。それで、■■■さんと■■■さんというのは新宅、本家の関係で、田んぼも地続きになっていまして、今何年か、亡くなった後から作って6年になるのかな。■■■さんと■■■さんで■■■さんの田んぼをずっと作っていまして、今まではそれでやって、今年度がもう先がそれほどないので、この際贈与したいということで、この方の後の面倒を見るというようなこともあって、贈与を受けるということになったそうです。生前贈与の念書もちゃんとあって、この場で他も賛同して正式にやりたいということで、私のほうへ相談がありました。

議長	す。 以上でございます。
本沢千代委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 17番、本沢です。1番について報告いたします。 去る8月18日に、5番、村上委員、22番、菅谷委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は既存施設の敷地面積2分の1以内の拡張であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適当と認めました。そして、始末書添付により、3人の総合意見として可能と判断しましたので、報告いたします。
議長 梶間幸一委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 21番、梶間です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図1ページの左側を御覧ください。国道51号線を■方面に向かい、■地区の信号を左に曲がり200メートルぐらいのところであります。申請人、■さんは自動車整備業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに、倉庫、小屋、車両置場を整備して利用しておりましたので、是正したいということでございます。始末書を添付されております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号1番について質疑をいたします。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積232平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積232平方メートル。計2筆、464平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場464平方メートル。事由、自動車整備業を営んでおりますが、申請地は舗装道路に面しており環境がよいため、駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 本沢千代委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 17番、本沢です。1番について報告いたします。 8月18日、同様に同じメンバーで現地調査を行いました。場所については、地図1ページ、右側になります。詳細につきましては、また地元委員さんお願いいたします。申請地は集落に接続して設置される駐車場なので、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適当と認め、3人の総合意見として可能と判断しましたので、報告いたします。
議長 梶間幸一委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 21番、梶間です。1番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの右側を御覧ください。国道51号線を[REDACTED]方面に向かい、[REDACTED]地区の信号を左に曲がり200メートルぐらいのところにあります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。

	きる案件であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の現実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員	3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでございました。番号2番についてご説明いたします。申請地は地図2ページの左側です。場所につきましては[]地内で、[]に箇所付近でございます。申請人、[]と土地の所有者である[]さんは知人の間柄でございます。このたび、申請地を資材置場として一時的に利用したいということで、賃貸借契約が円満にまとまったということでございます。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、売買。申請地、[]、地目、田、面積1,241平方メートル。譲受人、[]、[]。譲渡人、[]、[]。転用施設、貸資材置場、車両転回広場1,241平方メートル。事由、とび土工業を営んでおりますが、現在利用している資材置場が手狭なため、申請地に新たな資材置場及び車両転回広場を取得・整備し、自分が経営する会社へ貸し付けたい。詳細につきましては、現地調査

議 長 村上勝信委員	意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
議 長 井川栄委員	5番、村上です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は住宅と山林に囲まれた地域にあり、集団性の低い農地である。農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認められ、3人の総合意見として可と判断したので、報告いたします。
議 長 井川栄委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 15番、井川です。3番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ、右側になります。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは近所の関係でございます。このたび、譲受人の■■■■さんが申請地へ資材置場、駐車場などを整備したいということで、売買の契約が円満にまとまったということでございます。地図を御覧いただくと、■■■■の正面入り口の県道の入り口から西側、■■■■のほうへ進みまして百五、六十メートル行ったところの右側になります。地図の赤い印が申請地でありまして、その隣の土地は3月に同じ目的で5条申請、転用がなされた土地であります。そして、その左側の部分が■■■■さんの住宅兼現在の資材置場、駐車場になっております。■■■■さんは、■■■■地区でとび土工業を経営していきまして、息子さんもつい最近ですけれども、仕事に従事しまして、親子2代で経営している事業者でございます。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 大貫修一委員	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。 4番、大貫です。ここの場所は田んぼだと思うのですけれども、結構1反4畝ぐらいの土地に回転場とかそういうのを造るのに土が大変だと思うのですけれども、これはどこから運ぶのですか。
井川栄委員	私の説明不足で大変申し訳ないのですけれども、この申請地は先ほど言った3月に5条申請がなされた部分と、今回の申請地は6年度かな、正確には私分からないのですけれども、6年度の農業委員

議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	22番、菅谷です。1番についてご報告いたします。 去る18日、5番、村上委員、17番、本沢委員、私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図3ページの左側の位置です。現地確認したところ、一面に碎石がきれいに敷き詰められ、駐車場として整備工事中でした。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
石田一博委員	11番、石田です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。 番号1番についてご説明いたします。申請地図は3ページの左側です。場所は国道51号、XXXXXXXXXX交差点の信号を西に1.5キロぐらいのところ。申請地は令和6年10月16日に農地法第5条の許可を受けた土地であり、現況調査目的どおり、保育園遊戯場、駐車場として利用されております。問題ない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)

議 長	続きます。議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては7名、筆数は11筆で、合計面積は4万9,913平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年8月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第6号 農地利用最適化推進委員の決定について)
議 長	続きます。議案第6号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農地利用最適化推進委員の死去による、欠員補充の形で7月22

		日から8月18日まで募集を行い、8月21日に銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しました。その結果、1名、銚小・串挽小地区で北條信広さんが候補者と決定いたしました。推進委員の任命につきましては、銚田市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第9条により、農業委員会総会における合議によって決定することとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ただいま事務局の説明でございます。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農地利用最適化推進委員の決定について、事務局の説明のとおりと決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議	長	報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		1件の届出がございました。1筆で面積は1,919平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。

	(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について) 議長 それでは、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事務局 1件の届出がございました。3筆で面積につきましては合計で8,148平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法制限除外の届出について) 議長 報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事務局 2件の届出がございました。 番号1番, [REDACTED]。地目, 畑, 面積165平方メートル。届出人, [REDACTED], [REDACTED]。 転用施設のほうは農業用倉庫となっております。こちらは既に使用されているため、始末書が添付となっております。 続きまして, 15ページのほう, こちら5条となりまして, 番号1番, 届出地, [REDACTED]。地目, 畑, 面積2,25平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。転用施設は携帯電話基地局となっております。 以上でございます。
--	---

		(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議	長	続きまして、報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	局 法務局より1件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和7年8月5日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議	長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議	長	続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。 事務局、どうぞ。
事	務	局 まず、お手元に農業委員、農地利用最適化推進委員の法令遵守についてという資料のほうを御覧ください。今年度は9月7日に茨城県知事選挙がございます。毎回のお願いということになってしまいますが、農業委員及び推進委員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできないことになっております。法令に違反して責任を問われ、あるいは法令に違反しているかのごとき疑惑を招くことのないようお願いいたします。詳細については裏面のほうに記載されておりますので、後でお目通しのほうをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。推進委員さんのほうには、郵送でお願いをしてあります。また、10月26日は鉾田市長選挙がございます。来月の総会でも法令遵守についてお話をさせていただく予定ですが、身近な選挙になるため、見ている方がいらっしゃると思いますので、気をつけていただきたいと思います。 続きまして、農業者年金の加入推進対象者名簿についてなのですが、お手元のほうに緑の封筒を委員さんのところに配布させていただきました。こちら、今までの委員さんは分かっていらっしゃると思うのですが、中に名簿がそれぞれ入っておりますので、戸別訪問で推進をしていただき、来月の9月の総会までに事務局のほ

	うへ提出していただきたいと思います。聞き取りをされた中で興味を示された方、また詳しく聞きたいという方がございましたら、事務局で説明に行きたいと思います。また、名簿に入っていない方で心当たりがある方がございましたら、同様に推進をお願いいたします。推進するに当たり、農業者年金の制度について、この後、総会が終了後に説明会がございますので、ご理解をされた上でお願いしたいと思います。 あと、すみません。資料のほうがないのですが、続きまして、先日国、県、市町村の意見、要望について農政部長のほうから報告がございましたが、市への農地等利用最適化推進施策に関する意見について、今後市のほうに提出するに当たって、1点だけ追加で意見、要望で付け足したい事項がございます。内容といたしましては、農業を維持、持続、発展する産業として次世代に引き継ぐために、関係する行政機関等の全面的な協力が不可欠であることから、実効性のある施策展開と、関係する予算措置に特段の配慮をいただきますように、市への意見に追加して提出していきたいと思いますので、こちらは経営継承に関する一文を追加したいと思いますので、こちらのほうもよろしくお願いします。 私のほうからは以上です。
議 長 事 務 局	そのほか事務局からお願いします。 私のほうから1点なのですが、資料のほうで銚田市農業委員会現地調査日程というのを委員さんのほうにはお配りしていると思うのですが、今年の4月に一度お配りしたのですが、委員さん同士の交換とかそういうのがあった関係で、再度作り直しましたので、また改めてこちらの日程のほうをご確認いただいて、9月から3月まで、このスケジュールで委員さんのほうに現地調査をお願いしたいと思います。この中で委員さんのほうでまたどうしても日程が合わないとか、そういった場合は委員さん同士で交換していただいて、交換していただいた内容を事務局のほうにご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いします。 以上です。
議 長 山口正重委員	そのほか何かありませんでしょうか。 はい、どうぞ。 先ほど始まる前に相談ということでちょっと委員長からあったのですが、せんだって■■■■■というフリージャーナリストと3時間ぐらい話したのですが、これは■■■■■が農地を買って随分荒らしているということでちょっと聞いたのですが、

議 長	■■■は■■■がほぼほぼ買ってソーラー等を立てて減価償却をして、8年後には放置したままになっているそうです。■■■ ■■■, はっきり■■■と言ったのですけれども、今度は■■■に手を広げて農地を買っている最中です。作物ができないところはソーラー等を立て、作物のできるところは作物を作って売ること。そこまではいいのですけれども、実際今度作ったやつをどこに売るかということで、会社ができて、■■■が作ったものはその会社に行って、■■■に売っているそうです。■■■から日本向けに野菜とか、そういう作物を入れて日本で販売しているそうです。 どこまで信用していいのか分からないのですけれども、あくまでもフリージャーナリストなので、何か話題性をつくったら、それをお金に換えるというよくドラマなんかでやっているいろいろな職業なので、どこまで信用していいのか分からないけれども、実際命がけで■■■に行って、どういう作物を日本に輸出しているのかと拉致されたように土地を測ったら、ヒ素でほぼほぼ汚染されているそうです。現地の厚生的な検査場を調べたら、一切合財何もありませんということなのですから、自分たちで調べたらほぼほぼヒ素で汚染されて作物はできない。当然作物は、ヒ素を吸った作物が日本に来て、日本で販売になるかなという感じを言っていました。 そこまではいいのですけれども、次に■■■が狙っているのは、この鉾田地区らしいのです。くれぐれも農業委員会の人は農地、日本一の作物を売る農地なので、委員長が言ったように土地を守るために、その人は■■■しか言わないけれども、■■■には絶対土地を売っては駄目だと。実際には売ったりなんかしているのですけれども、あともう一点、■■■が土地を買っているのですけれども、法人化で日製産のその中には日本人がいるそうです。その日本人はどのようなものか、反社会的な人が入っている場合もあるので、自分たちが一線を越えたことは絶対しないようにと言っていました。くれぐれも委員長が言われたように、農業委員は農地を守るのだということで、いろいろ私も、農業委員は農地を守るのだよ。■■■が土地を買って、県、あれは許可するしかないけれども、太陽光だけは阻止をしたほうがいいのではないかということを延々と3時間ぐらい話していました。 あとはもっと言えない話もしたので、一応報告まで出してみます。 以上です。 どうも、貴重なご説明ありがとうございました。 今、山口さんが言うとおりの、フリーのジャーナリストの話だから、フリーのジャーナリストというのは、やはり会社ではなくてフリー
------------	---

菅谷卓司委員 議 長 事 務 局	だから、どこから収入を得なくては、当然自分の生活が成り立っていかないわけですから、言われるとおりに■へ自分で行ったり来たりしたり、地方を歩くにも足賃がかかるわけだから、やはりどこかで利益を得ないと生活が成り立たないわけで、フリーのジャーナリストというのはそういうものです。 そうかといったって、そのフリーのジャーナリストを果たして排除してしまっているものかといったら、やはりフリーのジャーナリストだから、例えばの話、過去に戻りますけれども、■さんみたいな人が■を一番最初に嗅ぎつけて、フリーでありながらああいうふうにやって、でかい組織を相手に、結局あそこまでみんなに報道で知らせてくれた。だから、フリーのジャーナリストが悪いわけでもないわけだけれども、いいわけでもないから、やはりそこらのところは、あと話を受けた人が自分の認識でいいほうに判断するほかないのではないかなと思っています。 やはり今言ったとおりに、■と言わず、■の方が土地を大分買っているということでございます。生まれたところが、日本の法律が全然適用されていない国で育った人間が、なかなか日本の法律を理解するというのは、ある程度30年も40年も育ってしまっただけからは、日本の法律になじめなくなっているから、ある程度このくらいならいいのではないかなんていう、そういう場合の甘さがあるのではないかなと思っています。日本の法律は、そういう点で外国から非常に甘いところがありますから、やはりそれは皆さんでひとつ支え合って、この農業委員会ばかりではないのですけれども、今山口さんから言われたから、ついでに私も■の話を付け加えますけれども、これは終わってからでもいいですか。今、まだ農業委員会だから。では、終わってから私から説明します。 そういうことで、今山口さんから報告がありましたけれども、そのほか皆さんで何かありましたら。 はい、どうぞ。 7番、菅谷です。農業者年金加入推進対象者名簿というのが配られていますけれども、これは訪問するに当たりまして、どのような基準でリストアップされているのかということをご説明いただければ。 事務局、どうぞ。 基準のほうは、まず認定農業者の名簿から抜き出して、その中で加入対象に当たる方を名簿に落としてありますので、もしかしたら対象でない方も万が一入っている可能性がありますので、もしそういった場合には、そちらのほうに内容のほうを書いて提出をしてい
---------------------------------------	---

	ただければと思っております。 以上です。
菅谷卓司委員	はい、分かりました。では、あくまで認定農業者の申請されている期限が切れていない方ということですね。その中で例えば専従者である家族で対象になりそうな方がいれば、その方も含めて推進するというような形でよろしいですか。
事 務 局	はい。家族の中でもし対象になる方がいらっしゃれば、推進してもらって、こういう方もいますということで事務局のほうに教えていただければと思っております。
菅谷卓司委員	承知しました。
議 長	はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	すみません。9番、箕輪です。今の農業者年金のことで、法人に入っている資料があるのですけれども、ほかの国が出している年金みたいなやつに旦那さんが入っていて、すると奥さんは農業者年金には入れるのですか。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	その奥さんのほうが通常の国民年金第1号の被保険者であれば、その対象にはなっています。
議 長	そのほか何かありましたらお願いいたします。どうでしょうか。事務局からもない。
事 務 局	はい。
議 長	この後ありますから、ではよろしいですか。 (なしの声あり)
議 長	それでは、議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。
午後3時10分 閉 会	

	署 名 人 議長（会長） 12番 委 員 13番 委 員
--	--